

【公務員試験の時事対策】

【受動喫煙対策】



◎改正健康増進法のポイント

2018年7月、改正健康増進法が成立！
タバコに対する取り締まりがどんどん
厳しくなっていくんだ！



せんせい

望まない受動喫煙を防止するための法
律ということだね！
具体的にはどういう変化があるの？



ネコ君

改正法の軸となるポイントは4つ！
というのも都道府県ごとに多少ルール
を変えていいから、基盤となる国のル
ール4点を紹介するよ！



せんせい

【改正健康増進法のポイント】



多くの施設で
屋内を原則禁煙に



20歳未満は喫煙エリ
アへ立入禁止に

喫煙室の
設置が必要

屋内での喫煙には
喫煙室の設置が必要

標識掲示を
義務付け

喫煙室には
標識掲示を義務付け

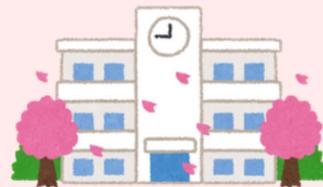
改正法は多数の者が利用する施設の『屋内』での喫煙を原則として禁止としたんだ！



行政機関等



児童福祉施設



学校



病院

特に学校、病院、児童福祉施設、行政機関等の『敷地内』も全面禁煙になったことで不満の声も目立っていたね。



なんかニュースで公務員が庁舎内の喫煙が禁止になったから、近くの公園で吸ってて問題になってたっけなあ。



ネコ君

ただ、市役所等の行政機関でも屋外で受動喫煙防止の措置がとられている場所に関しては、標識を掲示すれば喫煙場所を設置しても良いんだ。



せんせい

なるほど、一応100%アウトというわけではないんだな。



ネコ君

うん！それで都道府県知事が定めた喫煙ルールに従わないものは罰金が科されるんだ。



せんせい

また、改正法は施設管理者が喫煙禁止場所に灰皿等を設置してはならないと規定したんだ！



せんせい

ふ～ん、法律だから違反したら罰金というわけだな。



ネコ君

禁煙措置については、経営規模が小さい既存の飲食店は例外扱い。



せんせい

規模が小さいお店は標識を掲示すればタバコを吸っていいってこと？



ネコ君

そう！
個人経営店や中小企業（資本金が5000万円以下）で、客席面積が100m²以下の飲食店に関しては、禁煙の規制対象外！



せんせい

一般の飲食店なんかも屋内に『喫煙専用室』を設置すれば喫煙可なんだ！



せんせい

まあ目的が『受動喫煙防止』だから、他の人の前でプカプカ吸うのはNGってことだよな。



そしてこの『喫煙専用室』は全部で4パターンあるんだ。電子タバコと紙タバコが別々に規定されていて、それぞれルールが決まっているよ。



喫煙可能な場所には絶対に標識を掲示しなければいけないけどね！



【喫煙専用室4パターン】

喫煙専用室	加熱式たばこ専用喫煙室	喫煙目的室	喫煙可能室
			
施設の一部に設置可	施設の一部に設置可	施設の全部、または一部に設置可	施設の全部、または一部に設置可
<input type="radio"/> 喫煙が可能 <input checked="" type="radio"/> 飲食等不可	<input type="radio"/> 加熱式たばこに限定 <input type="radio"/> 飲食等可能	<input type="radio"/> 喫煙が可能 <input type="radio"/> 飲食等可能	<input type="radio"/> 喫煙が可能 <input type="radio"/> 飲食等可能
一般的な事業者が設置可能	一般的な事業者が設置可能 (経過措置)	特定事業目的施設に限定	既存特定飲食提供施設が設置可能 (経過措置)

(出典)厚生労働省HP

なるほどね～！
俺のイメージだと『居酒屋』と『パチンコ店』がタバコのイメージが強いけど、実際どうなったの？



どの店も基本的には店内に『喫煙専用室』を設置しているみたい！



なるほど！徹底して受動喫煙防止させたいというわけだね！



そして改正法は、喫煙可能な場所に20歳以下の者を立入禁止に！



冷静に考えたら意外に影響が大きいのがこのルールかもしれないね！アルバイトの子とかも限定されちゃいそうだな。



そうだね！
未成年の従業員は喫煙・分煙スペースへの料理の配膳や清掃などの業務ができなくなっちゃったわけだからね。



う～ん、望まない受動喫煙をなくしたいっていう気持ちもわかるけど、ちょっとやりすぎな気もするよね～！

